

なくす会ニュースレター

330-0064

さいたま市浦和区岸町7-11-5

Tel048-844-8972

Fax048-829-7444

nakusukai.01@saitama-k.com



要望書提出

地方消費者行政に対する実効的な財政支援の継続・拡充を求めました

埼玉消費者被害をなくす会は、2024年8月1日付けて内閣府特命担当大臣、財務大臣、消費者庁長官あてに要望書を提出しました。

消費者被害を防止・救済するためには、相談体制の確保をはじめ地方消費者行政の継続・強化が非常に重要ですが、地方消費者行政に対する国の財政措置は、地方消費者行政強化交付金制度導入前の平成29年度に比べて年々減額されています。さらに、地方消費者行政強化交付金（推進事業分）措置の使用期限の終了にともない、消費生活相談員の配置を維持することが難しい自治体が出てくる可能性がある一方、消費者被害は高止まりしています。

以上のことから、消費生活相談員の人材確保の財源措置、PIO-NET刷新に伴う費用負担、官民連携による被害防止のネットワーク推進、国と地方の相互の利害に関係がある事務に対する国の恒久的財政負担を要望しています。



※ 要望書全文はホームページからダウンロードできます。

http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/240808_02.html

差止請求

申入れ活動を行っている事案

アマゾンジャパン合同会社 (電子商取引事業者)	Amazon.co.jp 利用規約および Amazon ギフト券細則の一部条項の使用停止または修正を求めています。一部条項は修正されましたが、さらに改定が必要な条項があるとして再度申入れを行い、回答を受領、内容について検討中です。
(株)PURCHASE (コンタクトレンズ販売事業者)	通信販売を行っている「concle(コンタクトレンズの定期購入)」のウェブサイトにおける「無料で試せるチャンス!」などの表示の削除および「解約の手続きがない限り定期分は自動的に継続します」の文字が明らかに小さな文字であるとして申入れを行い、回答を受領、内容について検討中です。
(株)北の達人コーポレーション (薬用爪用ジェル販売事業者)	「公式『薬用』クリアストロングショット アルファ」及び「北の快適工房」の販売サイトにおける「爪の中の菌まで殺菌・消毒」などの表示は景品表示法第5条第1号における優良誤認表示に該当するとして、使用の停止または適切な内容に修正することを求めました。修正を完了したとの回答を受領、内容について検討中です。

※ 送付文書及び回答は当会ホームページでご確認ください。

被害回復

信販会社ライフティ(株)に対する集団的被害回復訴訟進捗

第2回期日の弁論準備期日が7月17日(水)11時30分から、さいたま地方裁判所にて行われました。次回は10月1日(火)16時30分から弁論準備期日が行われる予定です。

- ❖ 弁論準備期日とは、公開の法廷ではなく、裁判所内の会議室などにおいて、裁判官と原告・被告両当事者が、争点や今後の裁判の進め方について話し合いをする手続きです。
- ❖ 本訴訟は、(株)ビューティースリーの「全身脱毛無制限コース」を契約し、ライフティ(株)に分割払いクレジットカードを利用して支払った代金を、ライフティ(株)から消費者に返金することを求める訴訟です。
- ❖ 訴訟についての詳細はなくす会ホームページ(下記 URL または右記二次元コード)でご確認ください。<http://saitama-higainakusukai.or.jp/index.html>



活動委員会 注意喚起

終活について、消費者団体としての【要望書】を送付しました

活動委員会で実施した「終活について」をテーマとした「消費者被害アンケート・めやすばこ」の結果から、「終活」に関する意識や、葬儀社の広告の問題点や届出制についての認知度の低さなどが見えてきました。

そこで、消費者契約法に基づく申入れではなく、消費者団体の要望として、管轄省庁、行政、葬儀社関連団体など関係各所計18か所にあてて「終活に関連する要望について」を送付しました。

また、なくす会会員団体、生協関係の事業連合や生協関連の研究団体計30か所にあてて「アンケートめやすばこ【終活について】まとめ」と、関係各所に対し「終活に関連する要望について」を送付したことを報告しました。主な要望内容は以下の通りです。詳細はなくす会ホームページでご確認ください。



消費者への啓発について 消費者へは「希望する葬儀の形」「資産状況」「希望する終末期医療」「デジタル終活」などについて、エンディングノートや遺言書に記入することをはじめ、家族や医療関係者と共有しておくことの大切さを伝えてください。

デジタル終活について 60歳代で90%、70歳代で67%、80歳以上でも36%を超えてインターネットを利用している現状(総務省令和6年版情報通信統計データベースより)にも関わらず「デジタル終活」の認識が低いことがわかりました。IT端末を使用した契約などについては、パスワードがわからないと家族であっても確認することができず契約している内容を把握できないケースもあります。IT端末を使用している場合は、「デジタル終活」についても考えておく必要があることを、消費者へ啓発してください。「デジタル終活」については、高齢者だけの問題ではなく、早いうちから備えることが必要です。

葬儀社の許認可・届出などの制度について 葬儀社は5,000~6,000社あると言われていますが、許認可・届出制ではないため、はっきりとした数字は不明です。利益を追及する事業者が増えた場合、消費者にとって「満足のいく葬儀」を出すことができないこともあり得ます。葬儀社の許認可・届出などの制度化についてご検討ください。

葬儀業界の広告表示について 「葬儀一式〇〇円」などの広告表示は、最終的な葬儀費用について消費者に誤認させることがわかりました。このような広告表示はトラブルを誘引することがあり、消費者庁により課徴金納付命令や措置命令が出された葬儀社も複数あります。加盟各社に対する呼びかけ強化をご検討ください。

2024年9月6日(金)10時より、埼玉会館3C会議室およびオンライン(Zoom)にて、嶋根琢磨さん(司法書士・埼玉県空き家対策連絡会議)を講師に迎えて学習会を開催し、会場23名、オンライン45名、あわせて68名が参加しました。

【実家を相続しても住まない方が増えています】

全国の6502万戸のうち、空き家数は900万戸(13.8%)、埼玉県では355万戸のうち33万戸(9.4%)が空き家となっています。家主死亡により相続をしたものの空き家となる場合は、住宅の腐朽や樹木などの繁茂、不審者の侵入や放火、マンションでは設備点検の不実施や排水管の詰まりなどのリスクがあります。空き家は通常の火災保険では対象とならないため、加入している火災保険で空き家が対象となるかどうか確認が必要です。空き家を放置していると、相続関係や認知症がネックになって、売りづらくなることがあるので注意が必要です。

【もし遺言があったら】

遺された人(相続人)は死亡届の提出、葬儀の準備、遺品の片付け、遺産分割、相続税の申告とやることはたくさんあります。相続税がかかる場合は、亡くなってから10か月以内に申告納税しなければいけません。遺言書がない場合、遺産は相続人全員での話し合いが必要で、生前に大学資金や開業資金を受けていたか、親を介護していた人を優遇するかなど、もめる要素はたくさんあります。相続人争いで裁判になった例では、財産が1,000万円以下で34%、5,000万円以下で43%と、遺産争いはお金の多さには関係ありません。遺産分割に必要な遺産分割協議書には相続人全員の署名、実印、印鑑証明が必要で、あっという間に期限が来てしまいます。生前に何もしていないと遺された人は大変ですが、遺言があれば、相続はスムーズに済みます。民法に基づい

た有効な遺言書を作成することが必要で、自筆(署名、日付、押印は必須)と公正証書の2種類の作成方法があります。



【もし認知症の備えをしていたら】

2025年には、65歳以上の方のうち、5人に1人が認知症になると言われています。認知症になると預金を解約できない、実家を売れないなど、家族が困ることになります。そこで、専門家に相談し、親子間で契約を締結して資産の名義を変える家族への信託や、家庭裁判所から選任された任意後見監督人が監督する制度である成年後見(任意後見)の利用をお勧めします。信託する目的や内容について、本人の判断力があるうちに用意しておくことが大切です。

【参加者からの感想】(一部抜粋、概要)

- 今後起こり得る内容をわかりやすく説明頂きました。相続対策の必要性を考えるきっかけとなりました。
- 無料相談に行き、自分の問題点を知ることによって進めそうな気がした。
- 認知症対策もかねて、遺言書を作成して本人の意思を組み、相続人の争いを防ぎたいと思いました。遺言書のない場合の相続の難しさを本日、教えていただけてよかったです。
- 親族を亡くした時、スムーズに相続ができるよう生前から話し合っておく必要を改めて感じ、また子どもにそれらを遺すべきかを考える機会にもなった。
- 解決の方法や窓口などを具体的に知る事ができました。
- 早いうちから家族と情報を共有して、争続にならないようにしたいと思いました。

① 消費者大会 ② 埼玉県委託事業講座のご案内

消費者力アップ学習会 Vol.2 予告

① 第60回埼玉県消費者大会

10/17(木) 10時30分～15時30分

埼玉会館小ホール及びオンライン、会議室

全体会記念講演: 上野 千鶴子さん

「いくつになっても、わたしらしく生きる」(仮)

分科会: 「サプリメント(健康食品)で健康になるの?～機能性表示食品での重大事故を受けて」(仮)

「循環型社会の実現に向けて～江戸のくらしを今に活かす」(仮)

② 消費者被害防止サポーター基礎講座

10/22(火) 13時30分～16時 秩父市

10/26(土) 13時30分～16時 オンライン

② スマホを使ってネット広告の注意点を学ぼう

初級編: 10/18(金) 10時～12時 川越市・オンライン

11/26(火) 10時～12時 越谷市・オンライン

上級編: 12/13(金) 10時～12時 さいたま市・オンライン

「副業トラブル」(仮)

日時: 12/21(土) 10時～12時

会場: 埼玉会館

オンライン (Zoom)

講師: 鎌田 伊津子さん

(国民生活センター相談員)

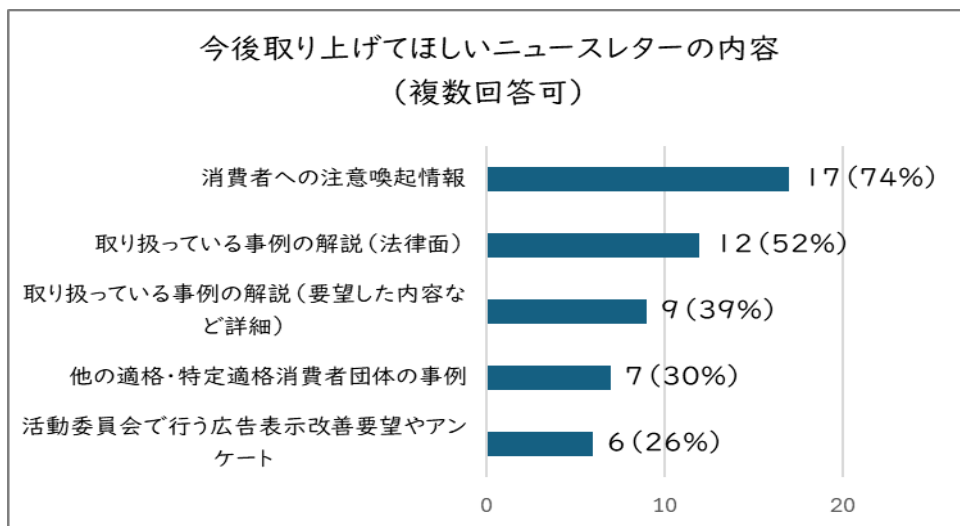
※詳細は次号・ホームページにて

① 埼玉県消費者団体連絡会
② なくす会
のホームページでご確認ください



お礼とご報告

7月15日号のニュースレター発送時に、お届け部数やメールへの切り替え希望、ニュースレターで取り上げてほしい内容などについてアンケートへのご協力をお願いしたところ、団体会員、個人会員の方から計26件の返信をいただきました。お忙しいなかご協力いただきまして、ありがとうございました。



ご意見を参考に、ニュースレターを作成していきたいと思えます。

引き続き、紙面へのご意見や提案などございましたら、事務局までお寄せください。



トラブルに遭遇してしまったら、消費生活支援センター市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を!

◆埼玉県消費生活支援センター(彩の国くらしプラザ内) TEL048-261-0999

◆全国共通 消費者ホットライン TEL188(いやや!) (お住まいの市町村相談窓口につながります)

